

意見提出者	グーグル株式会社
1. 項目	著作権に関する一般的権利制限規定（フェアユース規定）の不在
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、平成22年4月に「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」をとりまとめ、現在、これに基づいた更なる審議が進められているところである。同報告書の提案中、ICT利活用に特に関連が深い「利用の類型 C： 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」については、表現の知覚の有無を基準としている点が制限的すぎると考える。コンテンツ産業の振興のためには、オリジナルコンテンツ市場における権利者の権利に影響を与えず、逆にコンテンツにアクセスを促進するようなICT利活用も可能とすべきである。このためには、著作物の概要や一部分の知覚や、そのような部分的な知覚を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる範囲でのコンテンツの利用（過程的な複製等）が可能となる必要がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	たとえ著作物の概要や一部などを知覚しても、当該著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らしてその本質的部分を享受するものとはいえない利用、またそのような利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用については、当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しないことを条件として、許容してよいと考える。